

医療費助成制度のお知らせ

問い合わせ
国保・医療給付グループ (☎051771)

市は、次の要件に該当する方に医療費の助成を行っています。
該当する方は、国保・医療給付グループまたは各支所で申請し、受給者証の交付を受けてください。
なお、すでに受給者証の交付を受けている方は、改めて申請する必要はありません。

◆重度心身障害者医療費助成制度◆

助成が受けられる要件	負担内容	手続きに必要なもの
<p>①②③のすべての要件を満たす方</p> <p>①市内に住居登録があり健康保険に加入している方</p> <p>②次のいずれかの障がいのある方</p> <ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳の交付を受けており、身体障害者障害程度等級表1級、2級または3級の内部障害（心臓、じん臓、呼吸器またはぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、または肝臓の機能の障害のみ）に該当する方 ●知的障がいがあり、A判定の療養手帳の交付を受けている方。またはIQが50以下と判定（診断）された方 ●精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障害等級の1級に該当する方 <p>③主たる生計維持者の方の所得が制限額以内である方 ※65歳以上の方は、一部の知的障がいのある方を除き、後期高齢者医療制度への加入が条件です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●一般世帯 1割負担 通院 月額上限 1万2000円 入院 月額上限 4万4400円 ●3歳未満および住民税非課税世帯 初診時に一部負担金 医科580円、歯科510円、柔道整復・鍼灸270円 ※精神障がい者は入院を除く医療費のみ助成します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ご加入の健康保険証または後期高齢者医療受給者証 ●障がいの程度が確認できる手帳または判定（診断）書 ●主たる生計維持者の方の所得証明書（公簿で確認できる場合は不要） ●印鑑

◆ひとり親家庭等医療費助成制度◆

助成が受けられる要件	負担内容	手続きに必要なもの
<p>①②③のすべての要件を満たす方</p> <p>①市内に住居登録があり健康保険に加入している方</p> <p>②家庭の状況が次に該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ●母・父親…ひとり親家庭などの親で20歳未満の児童を扶養または監護している方 ●児童…上記に該当する親に扶養・監護されている20歳未満の児童または両親の死亡、行方不明などにより他の家庭に扶養されている20歳未満の児童 <p>③主たる生計維持者の方の所得が制限額以内である方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●一般世帯 1割負担 通院 月額上限 1万2000円 入院 月額上限 4万4400円 ●3歳未満および住民税非課税世帯 初診時に一部負担金 医科580円、歯科510円、柔道整復・鍼灸270円 ※親は入院と指定訪問看護にかかる医療費のみ助成します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ご加入の健康保険証 ●主たる生計維持者の方の所得証明書（公簿で確認できる場合は不要） ●印鑑

◆乳幼児等医療費助成制度◆

助成が受けられる要件	負担内容	手続きに必要なもの
<p>①②③のすべての要件を満たす方</p> <p>①市内に住居登録があり健康保険に加入している方</p> <p>②中学校就学前の12歳以下の方</p> <p>③主たる生計維持者の方の所得が制限額以内である方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●一般世帯 1割負担 通院 月額上限 1万2000円 入院 月額上限 4万4400円 ●3歳未満および住民税非課税世帯 初診時に一部負担金 医科580円、歯科510円 ※小学校就学中の児童は入院と指定訪問看護にかかる医療費のみ助成します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ご加入の健康保険証 ●主たる生計維持者の方の所得証明書（公簿で確認できる場合は不要） ●印鑑

受給者証をお持ちの方は、次の事項にご注意ください。

- ①入院する場合は、加入している健康保険から『限度額適用認定証』または『限度額適用・標準負担額減額認定証』の交付を受け、保険証・受給者証と一緒に病院の会計窓口へ提出してください。
- ②加入している健康保険などから『高額療養費、高額介護合算療養費及び災害共済給付金』の支給があったときは、必ず国保・医療給付グループへ届け出てください。
- ③学校や保育所などの管理下で負傷し、医療機関などで受診したとき（医療費総額が5,000円以上）は、学校などを通じて申請することにより、(財)日本スポーツ振興センターの災害共済給付が適用されますので、受給者証は使用しないでください。また、受給者証を使用し災害共済給付が適用されたときは、必ず国保・医療給付グループへ届け出てください。

※詳しくはお問い合わせください。